

このまちで ずっと 一緒に。



日高信用金庫
理事長 大沼 孝司

ごあいさつ

皆さまには、日頃より日高信用金庫の業務運営に関し、格別のご支援・ご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度も当金庫の経営内容や業務活動などをより正しく皆さまにご理解いただくため、「ひだかしんきんレポート2020」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

はじめに、地区内の経済状況については、基幹産業の一つである軽種馬生産業は、北海道市場での全5回の売却総額は過去最高を更新し、3年連続で100億円を超えました。また、日高管内の主要農作物である夏イチゴやミニトマト、ピーマンなどは好天に恵まれ、多くの作物で前年より生産量が増加しました。

もう一つの漁業では、主力の秋サケ漁が前年同期に比べ漁獲量は63.8%減少、金額でも59%減少の27億5,512万円と厳しい結果となりました。

また、建設業は高規格道路延伸事業からの発注工事があり、日高管内の請負額は前年同期に比べ31億8,600万円増加の311億8,100万円となりました。

しかしながら、今年度後半までは景況感に明るい結果が期待されたものの、新型コロナウイルス感染拡大によって、政府の緊急事態宣言が発出されてからは社会活動が停滞するなど、あらゆる業種に大きな影響を与え、社会経済は先行きが見通せない厳しい状況が懸念されております。

このような経済環境のもと、当金庫の令和元年度の業績は、皆さまのご支援によって、預金残高は前年比34億円増加の1,320億円、貸出金残高は前年比86億円増加の725億円の実績を確保することができました。

収支面においては、本業の収益である資金運用収益は日本銀行の長引く超低金利政策のもとで、有価証券利息配当金は減少したものの貸出金利息が増加したことから前年より増収となりました。一方で、大口貸出先のランクダウンなどから信用コストが大幅に増加し、当期純利益は前年比72百万円減収の199百万円となりました。

なお、経営の体力・健全性を示す自己資本比率は、貸出金の増加などにより前年比3.42ポイント低下の16.78%となりましたが、自己資本額は、前年比60百万円増加の107億60百万円となるなど、皆さまにはご安心していただける経営内容となっておりますので、これまで以上にお取引いただきますようお願い申し上げます。

令和2年度は、当金庫にとって新長期経営計画の最終年度に当たることに加え、翌年の創立100周年を迎えるための重要な年度でもあります。

当金庫はこれまでと同様、コンプライアンス、リスク管理体制などの内部管理態勢を強固なものとしつつ、自主的な創意工夫と持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取り組んで参ります。また、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた経済状況は、リーマンショックを超える影響が予想されておりますが、これからも地元の信用金庫として、お客さまの期待に応えるべく、地域の課題解決に取り組む信用金庫らしい活動を推進することにより、地域の活性化や持続的発展に繋げていく所存でありますので、皆さまには倍旧のご指導とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

日高信用金庫と地域社会

“ひだかしんきん”は、
地域経済、文化・社会の活性化に向け
積極的に取組んでおります。

地域のお客さま



地域のお客さまへのご融資について

お客さまからお預入いただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。

貸出金残高 725億円 預貸率 54.88%

貸出金
相談・支援サービス

地域貢献活動

詳細は14～18ページをご覧ください。

金融仲介機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に向け積極的に取組んでおります。

- 文化活動
- イベント参加
- インターンシップ
- 振興局・各町との包括連携事業
- 奉仕活動
- スポーツ振興



日高信用金庫

常勤役員数：128名 店舗数：8店舗

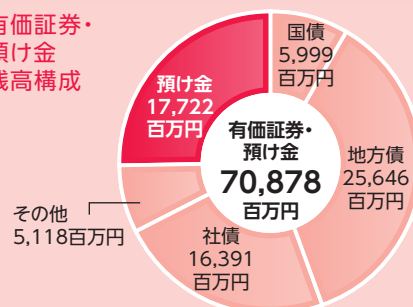
- 業務純益：6億29百万円
- 自己資本額：107億60百万円
- 当期純利益：1億99百万円
- 自己資本比率：16.78%

ご融資以外の運用について

当金庫は、お客さまの預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用は、国債、地方債、政府保証債などを中心にリスクに配慮した運用に努めております。この他、信金中央金庫定期預金等への預入により流動性リスクにも十分配慮しております。

有価証券運用 531億円 預証率 40.24%

有価証券・預け金残高構成



当金庫は、日高・十勝南部に位置する9町および胆振、石狩の7市2町を営業区域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展して行くことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な預金は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

会員の
皆さま

会員数
9,426名

出資金
3億57百万円

出資金・預金積金

お客さまのご預金について

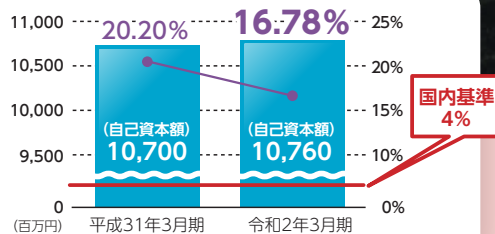
お客さまからお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。お客さまの大切な財産の運用に際し、安全確実に、気軽にご利用いただけるよう、目的や期間に応じて各種預金を取り揃えております。

預金積金等残高 **1,320億円**
(譲渡性預金含む)

「天空回道」写真提供：木村 実氏（新ひだか町三石在住）

自己資本比率について

金融機関の健全性を示す自己資本比率は16.78%となっており、国内基準4%の約4倍の水準を維持しております。

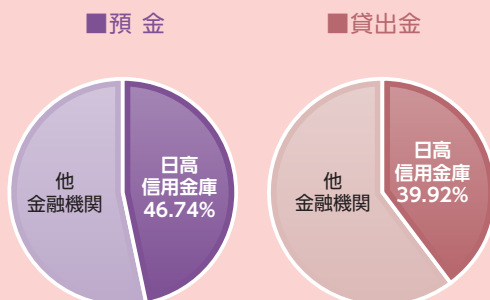


地区内シェア

地元金融機関として地域の皆さまに安心してご利用いただいております。

営業区域（新冠郡から広尾郡）の銀行、信用金庫、信用組合におけるシェアです。

※本部・札幌支店の計数は含んでおりません。



当金庫が指定金融機関となっている地域自治体

浦河郡浦河町

様似郡様似町

幌泉郡えりも町

※計数は令和2年3月末現在

令和元年度事業概況

① 事業方針

当金庫は、「地域社会の持続的発展に貢献していく」との経営理念にもとづき、永続性のある金庫経営の確立、地域密着型金融の一層の強化、利用者重視と地域貢献に軸足を置いた業務を展開して参りました。

具体的には、新長期経営計画「ひだかしんさん『共創力』発揮」中間年度計画として、信用金庫が持つ「独自性」を発揮し、営業基盤の維持・強化を図りつつ、収益力を強化するための重点課題を「①経営力(収益力)の強化」、「②営業力の強化」、「③支援力の強化」、「④人材力の強化」、「⑤内部態勢の強化」として定め、「地域にとってなくてはならない信用金庫」であるべく、地元でその存在価値を一層高めて行くことに取組んで参りました。

② 金融経済環境

当金庫の主要取引先である中小・小規模事業者の経営環境は、急激に進む人口減少や少子高齢化などを背景に、地域の需要が伸び悩んでいるほか、経営者の高齢化や慢性的な人手不足により、先行きの見通しが立っていないとの声が多く聞かれるなかで、令和2年2月末の新型コロナウイルス感染拡大によって北海道の緊急事態宣言が発令されてからは社会活動が停滞し、幅広い業種に経済的な大きな影響を受け深刻な状況にあります。

また、当金庫の基盤地区においては、基幹産業である軽種馬生産業では3年連続で100億円台の売り上げをあげるなど明るい話題があったものの、もう一方の漁業においては、秋サケ漁の水揚量が前年比36%の減少と厳しい結果となりました。

このように明るい材料が少ない中で、長引く超低金利政策のもとで、預貸金利ざや有価証券運用益を中心とした利益の確保が難しくなるなど引き続き厳しい状況が続いています。

③ 業績

このような経営環境の下で、令和2年3月末の預金積金等残高は132,088百万円、前期に対して3,476百万円、2.70%の増加となりました。また、貸出金残高につきましては、72,502百万円、前期に対し8,604百万円、13.46%の増加を見る結果となりました。

収支面では増収、減益となりました。経常収益は2,234百万円、前期に対し133百万円、6.36%の増加となり、経常費用は1,910百万円、前期に対し208百万円、12.26%増加しました。

この結果、経常利益は323百万円(対前期比74百万円減少)、当期純利益は199百万円(対前期比72百万円減少)となりました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	単位	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
経常収益	千円	2,020,135	1,958,456	2,007,961	2,100,976	2,234,688
経常利益	千円	422,614	327,931	478,228	398,949	323,973
当期純利益	千円	349,069	254,182	350,236	271,676	199,162
出資総額	百万円	350	351	353	356	357
出資総口数	千口	7,003	7,028	7,079	7,124	7,144
純資産額	百万円	12,004	11,731	12,166	12,613	12,201
総資産額	百万円	129,999	130,554	136,799	142,802	145,579
預金積金等残高	百万円	116,316	117,396	123,022	128,612	132,088
貸出金残高	百万円	49,039	52,462	56,453	63,898	72,502
有価証券残高	百万円	60,523	57,134	54,909	56,431	53,155
単体自己資本比率	%	28.68	26.54	23.86	20.20	16.78
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	円	2	2	2	2	2
役員数	名	14	14	14	14	14
うち常勤役員数	名	7	7	7	7	7
職員数	名	120	116	117	113	121
会員数	名	8,886	8,959	9,141	9,317	9,426

令和2年度事業計画 [経営計画]

「新長期経営計画 ひだかしんきん『共創力』発揮」 最終年度計画
～地域と共に未来へ歩み続ける信用金庫を目指して～

基本方針

創業の原点であり、当金庫の経営理念でもある「地域にとってなくてはならない信用金庫」であり続けるため、これまでの取組みを「深化×進化」させ、地域やお客さまの課題解決に向けた価値ある提案や資金供給に努め、真にお客さまに選ばれる信用金庫を目指していきます。

新3ヵ年長期経営計画では、「お客さまとともに豊かな地域の未来を作り上げていく(共創)」ことを念頭に置き、地域社会と当金庫の持続可能性を高めていくビジネスモデルの構築と確立を目指していきます。

具体的には、①経営力(収益力)の強化、②営業力の強化、③支援力の強化、④人材力の強化、⑤内部態勢の強化を重点課題として、長期経営計画の最終年度を推進していきます。

重点課題

1 経営力(収益力)の強化

- ①収益力の強化 ②収益源の明確化 ③新規取引先の拡大

2 営業力の強化

- ①営業力の強化 ②業務の効率化 ③店舗運営の確立

3 支援力の強化

- ①課題解決型金融の取組強化 ②中小企業への成長支援の取組み
③事業性評価の取組強化 ④付加価値の高い課題解決策の提案

4 人材力の強化

- ①人材の育成 ②人材を活かす職場環境づくり

5 内部態勢の強化

- ①コンプライアンス態勢 ②顧客保護等管理態勢
③統合的リスク管理態勢 ④業務継続態勢

役員・組織図／主要な事業の内容

役員

(令和2年6月19日現在)

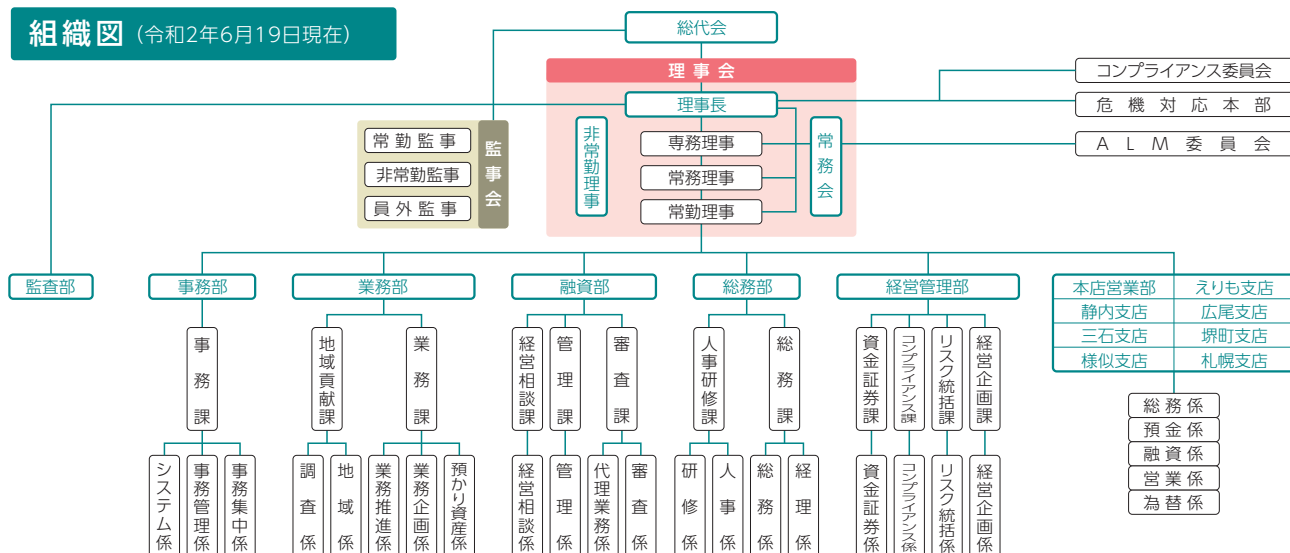
理事長	大沼 孝司	理事	小嶋 仁 ^(※1)
専務理事	南 未美	理事	野畑 直高 ^(※1)
常務理事	新保 雄司	理事	木村 春夫 ^(※1)
常務理事	山本 宏一	理事	濱中 和行 ^(※1)
常勤理事	岡崎 晃	常勤監事	川村 学
常勤理事	原口 広	監事	幌村 司
理事	菊地 竹勇 ^(※1)	員外監事	河村 一夫 ^(※2)

理事会・監事会の開催

理事会は令和元年度中9回開催され、経営に関する諸課題について審議されました。監事会は令和元年度中9回開催され、決算状況、理事の職務執行等の監査が厳格に行われました。なお、監事はすべての理事会に出席しております。

※1 理事 菊地 竹勇、小嶋 仁、野畑 直高、木村 春夫、濱中 和行は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 河村 一夫は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図 (令和2年6月19日現在)



主要な事業の内容

- 預金及び定期積金の受入れ
- 資金の貸付け及び手形の割引
- 為替取引
- 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - 債務の保証又は手形の引受け
 - 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - 有価証券の貸付け
 - 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)

- 短期社債等の取得又は譲渡
- 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人北方領土問題対策協会
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 漁業信用基金協会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 一般社団法人全国石油協会
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
- 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 振替業
 - 両替
 - デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

- 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - 当せん金付証券法により行う宝くじ業務
 - 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

内部統制について

当金庫では、業務の健全性および適切性を確保し、地域社会からの信用を維持することにより、「地域にとってなくてはならない信用金庫」としての存在価値をより一層高めていかなければならないと考えております。そのためにも、万全なコンプライアンス態勢のもと、統合的なリスク管理態勢を構築し、適正な収益を確保していくために内部統制の基本方針を制定しております。

この基本方針には、以下の体制作りについて規定しております。

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ⑥ 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑦ 理事及び職員が監事に報告をするための体制
 - ⑧ 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ※「内部統制」とは、「企業不祥事等の発生を防止し、企業価値を高めるために、経営者が社内をコントロールする仕組み」のことをいいます。

コンプライアンス(法令等遵守)

当金庫は、創業以来一貫して「地域にとってなくてはならない信用金庫」であることを経営理念として、地域住民の皆さまのご支援をいただきながら業務活動を行って参りました。

金融機関には地域への社会的責任と公共的使命があり、透明、公正なより開かれた経営、地域企業への支援、利用者の利便性向上などの実践、また法令等を厳格に遵守していくことが強く求められています。

こうしたことから当金庫では、コンプライアンス(法令等遵守)態勢の更なる深化を経営の最重要課題とし、単にルール・法令を遵守し、違法行為を行わないという消極的姿勢から、いかに優良な、より発展した組織をつくり上げるかという積極的な姿勢の中にコンプライアンスを位置付け、「日高信用金庫行動綱領」を定めるとともに、法令等遵守のための各種研修、コンプライアンス自己評価、「Compla」誌発行、法令等遵守の手引書を全役職員に配布するなど積極的に講じ、真に信頼される信用金庫づくりに努めております。

日高信用金庫行動綱領

- 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
 1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
 2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
- 法令やルールの厳格な遵守
 3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 地域社会とのコミュニケーション
 4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
- 人権の尊重
 5. すべての人々の人権を尊重する。
- 従業員の働き方、職場環境の充実
 6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
- 環境問題への取組み
 7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- 社会参画と発展への貢献
 8. 当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
- 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応
 9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等断固たる態度で対応します。

内部統制について

お客さま保護等管理方針

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。

1. お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分にを行います。
2. お客さまからのご相談または苦情につきましては、適切かつ十分に取扱います。なお、ご相談または苦情の申し立ては、各営業店または下記の相談窓口までご連絡ください。
3. お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って、適切に取得し、安全に管理いたします。
4. お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。

5. お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理します。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫の利用者および利用者となろうとする方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務は、与信（融資）取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

【ご相談・苦情の相談窓口】

日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課

☎ 0120-078-390 FAX: 0146-22-0994

【住 所】〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2

【受付時間】当金庫営業日の午前9時～午後5時

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

- (2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

①対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

②対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

③対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に対処できるその他の方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役員等を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただ

くために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。

4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

詳細につきましては、当金庫ホームページに掲載しております。

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情などの解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。

お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

●日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課 住所：浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2
☎ 0120-078-390 [受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時
[受付媒体] 電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部コンプライアンス課にご相談ください。

●全国しんきん相談所
電話番号：03-3517-5825
住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

●北海道地区しんきん相談所
電話番号：011-221-3273
住所：〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5

[受付時間] 信用金庫営業日の午前9時～午後5時 [受付媒体] 電話、手紙、面談

札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会および当金庫のホームページをご覧ください。

リスク管理

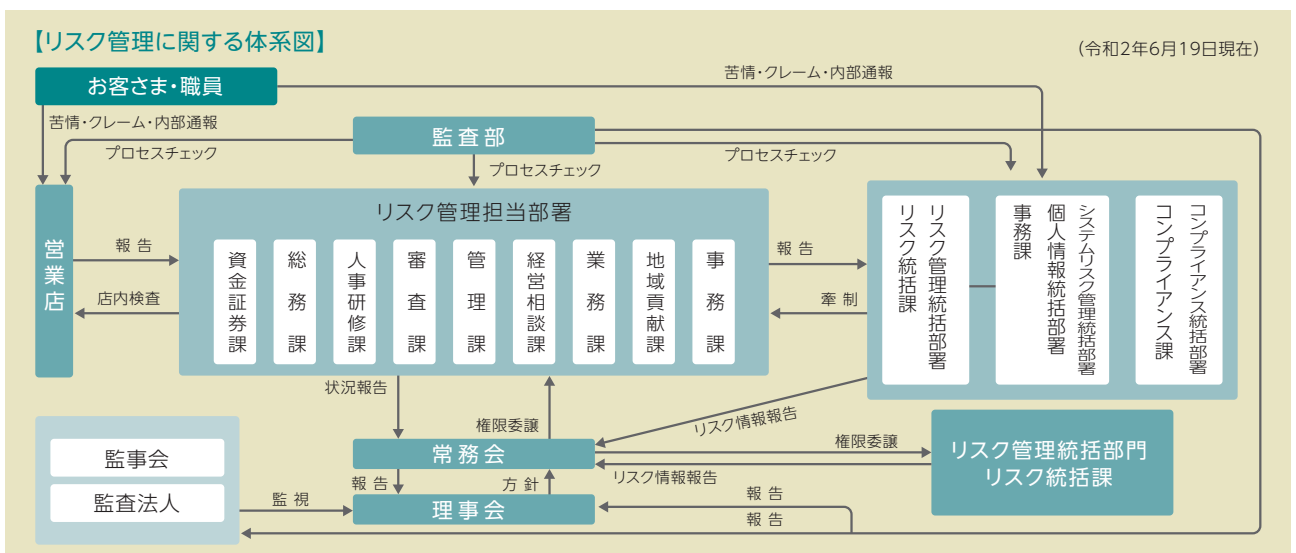
当金庫では、健全性の確保と収益性の向上を図るために、各種業務執行に伴い発生するさまざまなリスクを正しく把握するとともに、金融情勢の変化に対応できるように統合的に管理することにより、リスク管理態勢の強化と高度化に努めております。

業務執行に伴い発生するリスクを次のカテゴリーに区分しております。

信用リスク	信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能または利息取立不能になるリスクのことで、当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、審査管理体制の充実と強化を図り、貸出の事前審査、事後管理を通じて信用リスクの回避に努めております。また、内部研修の実施や外部研修へ職員を派遣し、担当者の資質向上も図っております。	
市場リスク	市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などをいいます。市場リスクおよび流動性リスクなどの管理の重要性はますます拡大しており、当金庫では、これらのリスク回避のため、ALM委員会を設置して預貸金の金利、運用、調達の方針を策定するとともに、市場変化に対する損益への影響度を把握・管理しております。	
流動性リスク	流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信金中央金庫へ支払準備金の預け入れをして、流動性リスク体制を確立しております。	
オペレーション・リスク	事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正による損失を被るリスクのことで、当金庫では、本部監査部門による本支店に対する定期的な臨店検査を実施する一方、本支店自らが行う月例店内検査の実施を義務付けているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程を整備するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの異常停止、誤作動などシステムの不備やコンピュータが不正利用されることにより損失を被るリスクのことで、当金庫において最も重要なオンラインシステムは、しんきん共同センターで管理運営されており、このシステムは、災害時に備え十分なバックアップ体制を整えております。
	法務リスク	法務リスクとは、多様な金融機関業務における諸取引・契約締結の結果、お取引先や第三者からの損失の賠償を求められたり、トラブル・紛争等が発生するリスクをいいます。また、法令等に違反しないまでも、不適切な行為を行ったとして信用が失墜したり、不適切な契約の締結により必要以上の義務を負うなど、金融機関としての不測の損失を被ることもあります。当金庫では、不測の損失発生を回避するとともに、適切な業務運営が行われるよう、経営管理部コンプライアンス課が法務リスク・コンプライアンスを統括し、重要な契約書や新商品・新業務の取組みに際してのチェックを実施しております。
	風評リスク	風評リスクとは、金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評（良くないうわさ）の流布などによって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、このリスクが他の各リスクと連動する重大性を認識し、発生要因となりうる各リスクの管理について一層の強化を図っています。また、お客さまからの苦情などに対して迅速やかな経営陣への報告はもとより、関連各部門での緊密な連絡・協議体制をとっております。
	有形資産リスク	有形資産リスクとは、災害や資産管理上の瑕疵などの結果、資産が毀損して損失を被るリスクをいいます。当金庫では、災害や資産管理上の瑕疵などによる資産の毀損を極力低減し、業務運営環境の維持を図るために適切な有形資産の管理を行っております。
人的リスク	人的リスクとは、人材の流出、労務慣行や職場の安全管理上の過失、人事運営上の評価等に関する不公、セクシャル・ハラスメントなどによる差別的行為、メンタルヘルス、役職員の不正行為などにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、人材の確保および人材の育成などを前提としたうえで定義に基づくリスクを未然に回避し、円滑な業務を図るために適切な人的リスクの管理を行っております。	

統合的なリスク管理を行なうための組織体制

- リスクカテゴリー毎に評価されたリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により統合的なリスク管理を行うために、統括部門を設置しています。
- 各リスクカテゴリーに統括部署と担当部署を定めて、各リスクの把握・確認・管理に努めています。



総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

第98期通常総代会の開催

令和2年6月19日、第98期通常総代会を開催し、次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。
(総代総数79名：出席総代数79名、うち委任状によるもの67名)

● 報告事項

第98期業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件

● 監査報告

● 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 理事及び監事の任期満了に伴う選任の件
- 第3号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



地区総代懇談会の開催

地区総代懇談会は、年2回各地区にて開催し、理事長および専務理事、常務理事、常勤理事、常勤監事が出席して総代の皆さまと忌憚のない意見交換を行っております。

また、総代の皆さまから出されました意見は、経営に反映させるように努めております。

日高信用金庫総代名簿

令和2年7月1日現在
定数80名：総数80名

浦河地区 定数20名 総数20名

上埜 哲男⑩ 小林 孝範⑦ 甲谷 賢一④
梶田 利明⑨ 木田 尚孝⑦ 工藤 一康③
三島 信男⑨ 木下 浩一⑦ 谷川 智幸③
上田 正則⑧ 大谷 仁⑥ 大針 光晴②
赤澤 正三⑦ 久保 佳幸⑤ 奥田宗一郎②
橋本 茂雄⑦ 小西 俊充④ 福井 秀一①
大野 好彦⑦ 武田 豊④

様似地区 定数10名 総数10名

工藤 仁⑧ 高橋 求幸⑦ 池田 博英③
酒井 健二⑧ 仲野 真司⑦ 中村 康則③
山本 康仁⑧ 田中 正之⑥
島田 一省⑦ 鳥井 信男③

静内地区 定数17名 総数17名

出口 博正⑩ 土屋 祐喜⑦ 河田 貢④
河原 秀幸⑨ 不動 新作⑦ 嵐 仁④
藤沢 一雄⑧ 阿部 幸男⑥ 植村 訓浩④
落合 俊英⑦ 大森 康正⑥ 中村 泰徳③
長浜 和也⑦ 村田 修⑥ 不動雄一郎①
平野井 裕⑦ 佐藤 雅裕⑤

えりも地区 定数9名 総数9名

大坂 庄吉⑦ 山形 弘④ 大場 文裕③
勾坂 将史④ 傳法 貴司③ 川村 一治②
坂田 充④ 砂原 孝敏③ 荒木 穰①

三石地区 定数8名 総数8名

八木 一洋⑦ 馬場 陽介⑥ 山田 一郎①
中村 一重⑥ 中村 大志④ 中村 亨一①
秋田 満⑥ 田中 智也①

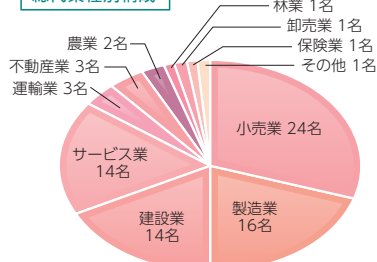
広尾地区 定数11名 総数11名

高坂 光則⑧ 中川 真範⑥ 石山 拓③
二口 繁⑧ 近藤 史和⑥ 惣田 政宏②
山本 満⑦ 亀田 卓司④ 堀田 真②
鍋木 眞清⑥ 尾矢 利昭④

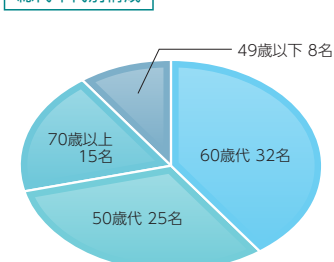
札幌地区 定数5名 総数5名

守屋 信恵⑤ 遠藤さとみ③ 細田 行洋①
山口 志郎④ 小室 雄次②
(順不同、敬称略 氏名の後の数字は 総代への就任回数)

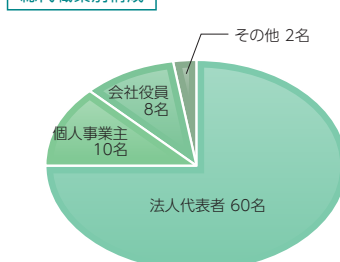
総代業種別構成



総代年代別構成



総代職業別構成



総代とその選任方法

総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。現総代の任期は令和4年6月30日までです。
- 総代の定数は80名で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。
なお、令和2年7月1日現在の総代数は80名で、会員数は9,488名(令和2年6月末)です。

総代候補者選考基準

1. 資格要件

- 金庫の会員であること
- 改選時現在75歳未満であること
なお、任期途中で上記年齢に達した場合でも任期を全うする

2. 適格要件

- 総代として相応しい見識を有している方
- 良識をもって正しい判断ができる方
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- 当金庫の地区内に居住し、人縁関係が深い方
- 行動力があり、積極的な方
- 人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与していただける方
- 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

3. 構成要件

- 総代候補者の職業は、特定の業種に偏らないよう考慮する
- 総代候補者の年齢構成は、広範になるよう考慮する

4. その他

上記のほか、別に定める「総代の辞任に関する基準」の2.の各項目に該当する者は総代候補者から除外する

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- 会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)

総代の辞任に関する基準

1. 辞任

- 総代から、一身上の都合又はその他の理由により辞任の申出があり、事情やむを得ないと認められる場合
- 総代が死亡した場合

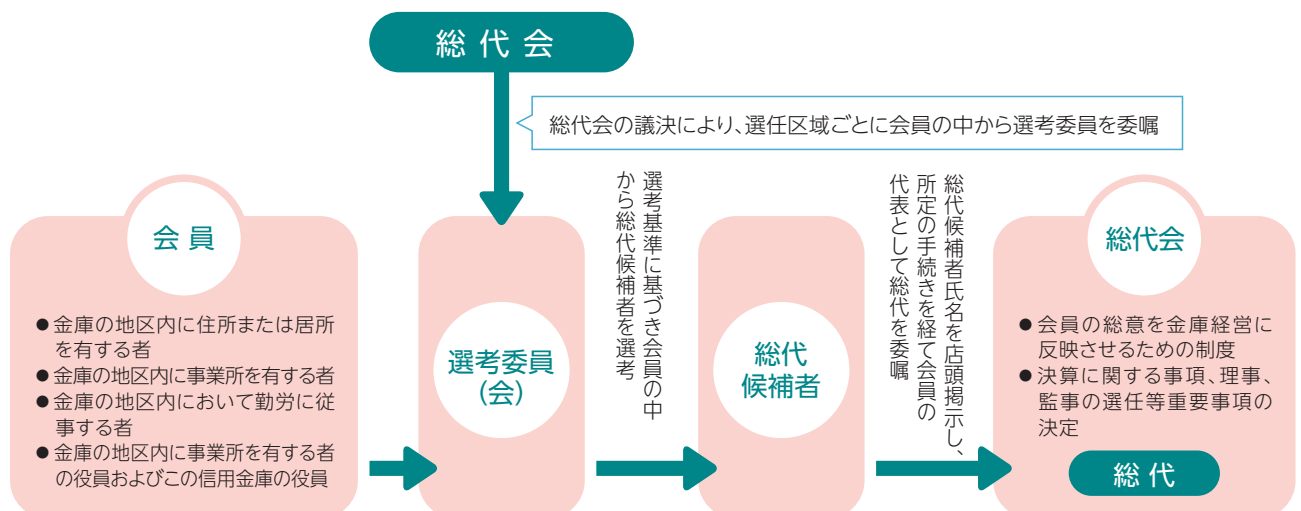
2. 辞任勧告

総代に次の事情が発生した場合で自ら辞任の申出をしない時は、理事長は、理事会に諮ったうえ当該総代に対し辞任を勧告する場合があります。

- 禁錮以上の刑に処せられたとき(執行猶予を含む)
- 当金庫の事業の執行を妨げ、又は当金庫の信用を失墜させる行為をしたとき
- 反社会的と認められる行為を行った場合等、一般の批判を受けるような行動をしたとき
- その他、上記に準ずる行為をしたとき

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を7区の選任区域に分け、選任区域ごとの会員数に応じて総代の定数を定めています。



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み状況 (地域密着型金融推進計画)

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地元金融機関として地域への円滑な資金供給にとどまらず、地域経済の活性化、地域の持続的発展に貢献していくことが使命であると捉え、地域密着型金融を恒久的な重点課題として取組むこととしています。

具体的には、取引先企業への経営支援や創業・新規事業への支援のため、当金庫のコンサルティング機能の強化、関係機関との連携を図っています。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- 平成24年12月21日付で、中小企業経営力強化支援法に基づく『経営革新等支援機関』として認定を受けました。
- 地域の面的再生を促進する観点から、地域の関係者の力を総動員して中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的とし、北海道財務局、北海道経済産業局、自治体、北海道中小企業再生支援協議会、政府系金融機関、地域金融機関、経営支援機関、専門家等が連携する『北海道中小企業支援ネットワーク』の構成機関として、平成24年9月20日付で登録しました。
- また、北海道が主管となり、地元金融機関や商工団体等の関係機関の連携を一層強化し、地域の特性や企業ニーズに応じて、きめ細やかに経営改善や事業再生の支援を目的とした、『地域中小企業支援ネットワーク』の構成機関として、平成25年5月14日付で登録しました。
- さらに、当金庫が主体となって、地域の関係機関の連携を一層密にするために、平成25年5月17日付で『ひだかしんきん地域支援ネットワーク』を構築し地域の中小零細企業やお取引先の経営改善や事業再生に向けた支援態勢を整備しています。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

【創業・新規事業開拓の支援】

- 創業や新規事業への展開を考えている先へ、積極的なアプローチを展開しました。創業・新規事業への融資支援は、38先、3,065百万円の取扱い実績となりました。なお、国や道で実施している創業・新規事業に対する助成支援(補助金事業)の取扱いはありません。

【成長段階における支援】

- 全国信用金庫協会から提供される「ビジネスマッチング情報」を各営業店経由で、顧客への周知と情報提供を行いました。また、事業拡大等に向けた資金需要に対応するため、事業価値を見極める融資手法(不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資)を積極的に活用しました。なお、流動資産担保融資(ABL)における融資実績は15件の772百万円の実績となりました。

【経営改善・事業再生等支援】

- 経営改善支援機能のひとつとして、中小企業・小規模事業ワンストップ総合支援事業や小規模企業持続的発展支援事業の相談窓口等を活用した外部専門家派遣は、11先で述べ29回の派遣実績となっております。また、今年度から中小企業診断士2名と顧問契約を締結し、取組みを強化しています。また、北海道中小企業再生支援協議会を活用した事業再生支援を実施した先はありませんでしたが、継続した取組みを実施し、『北海道中小企業支援ネットワーク』等を活用した支援に努めました。

- 今後も、取引先からの相談に対して真摯に取組み、実態を踏まえた貸出金の条件変更等のほか取引先企業の経営課題解決に向け『ひだかしんきん地域支援ネットワーク』のほか各種ネットワークを積極的に活用した経営支援を引き続き行うこととしています。
- 令和2年3月末現在、経営改善支援先は17先となっております。

4. 地域活性化に関する取組み状況

【地域交流会の開催】

- 地域の情報収集を図ることを目的とした「地域交流会」を開催しました。開催時には、各町の役場、商工会議所、商工会、漁業組合等の参加をいただきました。
- 若い世代の情報交換、連絡、懇親を目的とした「若手職員地域交流会」を開催しました。開催時には、当金庫の若手職員と地域若手経営者、後継者、地元企業従業員等の方々から参加をいただきました。

【包括連携協定事業】

- 日高地域の活性化に向け、北海道日高振興局との包括連携協定に基づき、「いぶり・ひだか食のブランドステップアップ相談会」の後援、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言」周知の協力など、各種事業を推進しました。

【地方創生】

- 様似町との事業として、平成28年度からの「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク応援定期預金」の寄附を行いました。また「はこだてグルメサーカス2019ニッタンサンクス!フェア」へ職員を派遣しました。
- 浦河町との事業として、観光振興を目的とした札幌市の「なまらうまいっしょ! グランプリオールスター」、移住振興を目的とした東京、大阪、名古屋の「北海道暮らしフェア2019」へ職員を派遣しました。

5. 地域貢献活動

【金融経済教育の推進】

- インターンシップの引受け実績4校(静内高等学校、浦河高等学校、えりも高等学校、静内農業高等学校)
- 地元高校2校において、就職希望者の面接指導を行いました。また、地元高校生を対象とした日高地域企業説明会と広尾町合同企業説明会に参加しました。
- 高齢者等へは金融被害の未然防止のため、各営業店で行う行事毎に啓蒙活動を行いました。

【環境整備事業】

- 各町の清掃活動を当金庫役職員一同で行いました。

【社会福祉事業】

- 各町の老人福祉施設等へ車いすや保育所へ遊具等の寄贈を行いました。

【青少年育成事業】

- 少年野球大会を様似町において10チームが参加し開催しました。

【学生モニター制度】

- 令和元年度は新たに5名の学生モニターを委嘱し合計で18名となりました。
- 年3回のレポート提出では、「理想の日高信用金庫」「ふるさとで50年先まで残っていてほしいもの」などをテーマとして、モニター制度創設の目的である若い世代からの金庫業務を含む地元地域に対する貴重な意見を多数いただきました。

経営改善支援の取組み実績【平成31年4月～令和2年3月】

(単位:先、%)

	期初 債務者数	うち経営改善支援 取組み先数	Bのうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数	Bのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数	Bのうち 再生計画を 策定した先数	経営改善支援 取組み率	ランクアップ率	再生計画 策定率
	A	B	C	D	E	B/A	C/B	E/B
正 常 先 ①	692	61		52	6	8.8		9.8
要 注 意 先	うちその他要注意先②	137	53	—	47	38.6	—	30.1
	うち要管理先③	1	—	—	—	—	—	—
破 綻 懸 念 先 ④	94	62	2	59	36	65.9	3.2	58.0
実 質 破 綻 先 ⑤	22	15	—	10	—	68.1	—	—
破 綻 先 ⑥	2	1	—	1	—	50.0	—	—
小 計 ② ~ ⑥	256	131	2	117	52	51.1	1.5	39.6
合 計	948	192	2	169	58	20.2	1.0	30.2

(注) 1. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主含む)で、地方公共団体および個人ローン・住宅ローンのみの先は含めておりません。

2. 経営改善支援取組み先で期中に返済を完了した債務者は、ランクアップほかの項目には含めておりません。

3. 「要管理先」から「その他要注意先」に移行した場合はランクアップ、「その他要注意先」から「要管理先」に移行した場合は「ランクダウン」として区分しております。

4. 期中に新たに取引を開始した取引先は本表には含めておりません。

地域貢献事業

地域の皆さまとの関わりを大切にしたいと、当金庫役職員は環境整備や社会福祉事業、青少年育成事業などに積極的に取り組んでおります。

青少年育成事業

【少年野球大会】

- 青少年の健全な育成を目的に、令和元年8月31日、9月1日に日高しんきん杯少年軟式野球大会を様似町にて開催しました。日高管内等から10チームが参加し、大いに盛り上がりました。



【学生モニター制度】

- 地元から離れて進学する若い方々の視点で「地域」、「当金庫」など、改めて地域の良さを認識し提言していただく事を目的に設立した「学生モニター制度」。令和元年度は新たに5名の学生モニターに委嘱し、計18名で活動しました。

環境整備事業

【植樹】

- 環境保護を目的に、浦河町をはじめとする日高管内等の営業店設置の5町において、「桜」や「ツツジ」の植樹を行いました。



▲新ひだか町「静内山手公園にツツジの植樹」



▲えりも町「庶野さくら公園に桜の植樹」

浦河町……「うらかわ優駿ビレッジアエル中庭に桜の植樹」
 様似町……「栄町の国道斜面に赤ツツジの植樹」
 広尾町……「大丸山森林公園にツツジの植樹」

【清掃活動】

- 各営業店では、春先から清掃活動を行って参りました。当金庫役職員一同で、営業店舗周辺の道路や海岸・公園などのごみ拾いや、花壇の整備を実施しました。



社会福祉事業

【車いす等の寄贈】

- 社会福祉を目的に、浦河町をはじめとする営業店設置の5町において、福祉施設などへ車いす等の寄贈を行いました。福祉事業は今後も継続して取組んで参ります。



▲新ひだか町 「特別養護老人ホーム蓬萊荘」



▲浦河町 「浦河町まちなか元気ステーション」

様似町……「特別養護老人ホーム様似ソビラ荘」へリクライニング式車いすの寄贈
えりも町……「中央保育所、えりも岬保育所、庶野保育所」へ遊具の寄贈
広尾町……「特別養護老人ホームかもめ」へ車いすの寄贈

包括連携事業への取組み

【北海道日高振興局との包括連携協定】

- 包括連携協定の連携事業として「いぶり・ひだか食のブランド・ステップアップ相談会」を開催しました。胆振・日高管内食関連事業者における地元食材を活用した加工食品を中心に、消費者ニーズや料理人の視点による改良アドバイスなどを通じて、商品の磨き上げや販路拡大に取組んでおります。

【様似町との「まちづくりに関する包括連携協定」】

- 「まちづくりに関する包括連携協定」の連携事業として、様似町の観光振興を応援するために、「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」へ寄付金を贈りました。
また、函館市で行われたイベント「はこだてグルメサーカス2019 ニッタンサンクス!フェア」にも参加しました。



【浦河町との「まちづくりに関する包括連携協定」】

- 「まちづくりに関する包括連携協定」の連携事業として、地域経済の活性化や地方創生の推進を目指し、「北海道暮らしフェア2019」など道内外で地元の魅力をPRするイベントに参加しました。

地方創生への取組み

【農業分野の専門家との顧問契約の締結】

- 農業分野の特性を十分に理解している専門家と顧問契約を結んでおります。農業技術だけでなく6次産業化のノウハウや農業経営アドバイザー等多数の資格を有しており、地域の発展に貢献できるよう取組んでいます。令和元年度は6件の農家を訪問しました。



当金庫 新保雄司常務理事が 第23回「信用金庫社会貢献賞」の 「個人賞」を受賞

今回の個人賞は全国で28信用金庫38名の応募がある中で、令和2年5月12日に3名が個人賞に選ばれました。

受賞した新保常務理事は、北海道で唯一の受賞となり、当金庫からは平成17年の澤谷英勝氏(元専務理事)以来2人目となりました。



受賞の経緯

全国的に都市部の大型映画館(シネコン)が主流となる中で、浦河町の創業100年を超える老舗映画館「大黒座」は、地域の小さな映画館として全国的にもメディアに採り上げられるなどしていました。

今回の受賞は、「大黒座」を愛する人たちが集まる「大黒座サポーターズクラブ」の会長として、町の文化拠点を支えてきた活動が認められたことによるものです。

「大黒座サポーターズクラブ」(平成20年結成)との関わり

平成28年に加入後は、上映作品をクラブのホームページやSNSで紹介を行ったり、運営資金の寄付を募るなどの活動を行ってきました。

平成29年からは会長を務め、映画情報をまとめた機関誌の制作や映画祭の開催なども手掛けると同時に、平成30年には「大黒座100周年記念イベント」や観光バスツアーにも組入れ、ウェルカムコンサートの企画・運営に携わりました。

さらに、令和元年7月からは浦河町ふるさと納税返礼品として「大黒座映画鑑賞チケット」の取り扱いも開始しました。

また、当金庫の職員親睦会行事として「大黒座」で映画鑑賞を行うなど同映画館の魅力発信に努めています。

今後は地域人口の減少や、インターネット社会が進み映画鑑賞の多様化も重なることから、「浦河町に残さなければならない、大切な文化の灯火」の強い思いの中で、クラウドファンディングを計画しています。



▲大黒座(創業当時)



▲大黒座

「信用金庫社会貢献賞」とは

全国信用金庫協会が実践している平成9年度に創設された顕彰制度のことで、「地域にとってなくてはならない信用金庫」が、さまざまな分野で実践している地域貢献、社会貢献活動を顕彰することによって、多くの方々に信用金庫の姿を正しくご理解いただくことを目的としています。

地域の皆さまとの文化的・社会的つながり

地域の皆さまのお役に立つべく、本業を通じた経済的な貢献活動だけでなく、コミュニケーションの場として各地域の催しに参加させていただいております。

奉仕活動	実施時期	実施内容	参加店舗
奉仕活動	平成31年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 春のクリーン作戦(本町第一自治会周辺) ■ ゴミ一扫クリーン作戦(えりも小学校から灯台公園) ■ 清掃活動(うらかわ優駿ビレッジアエル周辺) 	<ul style="list-style-type: none"> 【静内支店】 【えりも支店】 【本店営業部・本部】
	令和 元年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 春の交通安全「旗の波啓発作戦」(灯台公園前) ■ 清掃活動(公園通り) ■ ふるさとクリーン作戦(黄金道路沿い海岸) ■ 交通安全街頭キャンペーン(様似町役場前) ■ 町民交通安全の日町内一斉街頭啓発運動(各店舗前) 	<ul style="list-style-type: none"> 【えりも支店】 【広尾支店】 【広尾支店】 【様似支店】 【本店営業部・堺町支店・本部】
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 花壇整備活動(うらかわ優駿ビレッジアエル) ■ 交通安全旗のなみ作戦(国道沿い) ■ 清掃活動(親子岩ふれ愛ビーチ海水浴場周辺) ■ ルート336花壇づくり ■ 花壇整備活動(国道沿い) ■ 草刈作業(浦河向陽園) 	<ul style="list-style-type: none"> 【本店営業部・本部】 【様似支店】 【様似支店】 【広尾支店】 【三石支店】 【堺町支店】
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 花壇整備活動(店舗前) ■ 夏の交通安全「テント検問」(国道沿い) ■ クリーン作戦(本町第一自治会周辺) ■ ルート336花壇づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 【札幌支店】 【えりも支店】 【静内支店】 【広尾支店】
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 花壇整備活動(井寒台) ■ サッカー交流会、草刈作業(北海暁星学院) ■ 花壇整備活動(店舗前) 	<ul style="list-style-type: none"> 【堺町支店】 【堺町支店】 【札幌支店】
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 清掃活動(大通地区) ■ 秋の交通安全「旗の波啓発作戦」(灯台公園前) ■ 交通安全旗のなみ作戦(国道沿い) ■ 清掃活動(栄町地区) ■ ゴミ一扫クリーン作戦(スポーツ公園および新浜) ■ 町民交通安全の日町内一斉街頭啓発運動(各店舗前) 	<ul style="list-style-type: none"> 【様似支店】 【えりも支店】 【様似支店】 【様似支店】 【えりも支店】 【本店営業部・堺町支店・本部】
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 冬の交通安全「車両パレード」(近浦から目黒) 	<ul style="list-style-type: none"> 【えりも支店】



【浦河町】花壇整備活動(うらかわ優駿ビレッジアエル)



【様似町】清掃活動(親子岩ふれ愛ビーチ海水浴場周辺)



【新ひだか町】花壇整備活動(国道沿い)



【えりも町】交通安全旗の波啓発作戦(灯台公園前)



【新ひだか町】星空ビアガーデン



はこだてグルメサーカス2019ニッタンサンクス! フェア(函館市)



北海道暮らしフェア2019(大阪・名古屋)



高校生向け職場体験学習(浦河高等学校)

イベント 参加	令和 元年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 桜舞サッカーフェスティバル ■ えりもワクワク森林づくり体験事業植樹祭 	【静内支店】 【えりも支店】	
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ■ うらかわ馬フェスタ2019 	【本店営業部・堺町支店・本部】	
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 星空ビアガーデン ■ アポイの火まつり ■ 浦河港まつり ■ 町民仮装盆踊り大会 ■ えりもの灯台まつり 	【静内支店】 【様似支店】 【本店営業部】 【広尾支店】 【えりも支店】	
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歌笛神社祭り ■ 十勝神社秋季例大祭 	【三石支店】 【広尾支店】	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浦河向陽園祭 	【堺町支店】	
	令和 2年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「まちフォトーク」(札幌市) (北海道カメラ女子の会「チームとんがり」) 	【本部】	
	包括連携 協定 イベント	令和 元年 8月	<ul style="list-style-type: none"> ■ なまらうまいっしょ!グランプリオールスター(札幌市) 	【本店営業部・堺町支店】
		9月	<ul style="list-style-type: none"> ■ はこだてグルメサーカス2019 ニッタンサンクス!フェア(函館市) 	【様似支店】
10月		<ul style="list-style-type: none"> ■ 北海道暮らしフェア2019(大阪・名古屋) 	【本部】	
11月		<ul style="list-style-type: none"> ■ 北海道暮らしフェア2019(東京) 	【堺町支店】	
インターン シップ	令和 元年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高校生向け職場体験学習(えりも高等学校) ■ 高校生向け職場体験学習(浦河高等学校) 	【えりも支店】 【本店営業部・堺町支店・本部】	
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高校生向け職場体験学習(静内高等学校) 	【静内支店・三石支店】	

当金庫のあゆみ

大正

昭和

- 10年 4月 有限責任浦河信用組合設立
初代組合長北川貞七就任、組合員数150名
- 6年 9月 創立10周年を記念し、祝賀活動写真会を開催
- 10年 4月 組織変更にて、保証責任浦河信用組合となる
- 16年 3月 創立20周年、期末預金残高344,023円、
貸出金残高94,301円、出資金65,118円、
組合員数530名
- 19年 3月 市街地信用組合法に基づき、浦河信用組合に
組織変更
- 24年10月 幌泉、様似、荻伏、三石、静内の各町村に営業地区拡張
- 25年 4月 中小企業等協同組合法に基づき、浦河信用組合に
組織変更
- 9月 様似支所オープン
- 27年 2月 信用金庫法により「日高信用金庫」と組織変更
並びに名称変更
- 5月 新冠郡新冠村に営業地区拡張
- 7月 幌泉支店オープン
- 8月 静内支店オープン
- 28年 4月 三石支店オープン
- 30年10月 本店新築落成、創立35周年記念式典挙行
- 33年 4月 広尾郡広尾町に営業地区拡張
- 5月 広尾支店オープン
- 36年 7月 創立40周年記念式典挙行
- 11月 歌笛出張所オープン
- 39年 2月 幌泉町指定金融機関の指定受く
- 42年 3月 浦河町指定金融機関の指定受く
- 6月 三石町指定金融機関の指定受く
- 44年11月 本店店舗新築落成並びに創立50周年記念式典挙行
- 45年10月 幌泉支店、町名改称により「えりも支店」と改称
- 48年 5月 広尾郡大樹町、忠類村に営業地区拡張
- 49年 4月 様似町指定金融機関の指定受く
- 50年10月 北海道信金共同事務センター加盟、
本店営業部普通預金オンライン化実施
- 53年12月 日本銀行と当座預金取引開始
- 54年12月 日本銀行歳入代理店として本店営業部指定受く
- 55年11月 山手支店オープン
- 56年10月 北海道信金共同事務センター新総合オンライン
システムへ移行
- 10月 創立60周年記念式典挙行
- 12月 「現金自動預金払出機(ATM)」本店営業部に導入
- 57年 9月 堺町支店オープン
- 58年10月 証券業務の国債窓口販売の取扱開始
- 59年 6月 本店営業部が日本銀行国債代理店の事務取扱開始
- 10月 大通支店オープン
- 12月 預金残高500億円達成
- 61年 1月 浦河町役場内に店舗外ATM設置
- 62年11月 浦河赤十字病院内に店舗外ATM設置
- 63年10月 北海道信金共同事務センター第三次オンライン
システムへ移行
- 12月 歌笛出張所店舗新築オープン
- 2年 4月 静内支店店舗新築オープン
- 3年10月 創立70周年記念式典挙行
- 4年 3月 創立70周年記念事業「地元還元寄付」実行
(新冠、静内、三石、浦河、様似、えりも、広尾の各町
に、1町当たり、500万円、総額3,500万円の寄付)
- 8月 歌笛出張所が歌笛支店に昇格
- 8年 2月 浦河赤十字病院へ在宅介護巡回車および介護機器寄贈
- 9年 5月 平成8年度の消防関係車両寄贈
(日高東部消防組合えりも支署)

平成

平成

令和

- 10年 1月 平成9年度の消防関係車両寄贈
(南十勝消防事務組合広尾消防署)
- 7月 平成10年度の消防関係車両寄贈
(日高中部消防組合静内消防署)
- 11年 2月 西暦2000年問題対策委員会発足
- 9月 為替集中システム運用開始
- 10月 平成11年度の消防関係車両寄贈
(日高中部消防組合三石支署)
- 12年12月 平成12年度の消防関係車両寄贈
(日高中部消防組合新冠支署)
- 13年 8月 保険窓販業務取扱開始
- 9月 預金残高1,000億円達成
- 10月 平成13年度の消防関係車両寄贈
(日高東部消防組合浦河消防署)
- 11月 創立80周年記念式典挙行
- 14年 8月 コンピュータシステムを汎用機からPCサーバーへ入替
- 10月 生命保険窓販業務取扱開始
- 10月 平成14年度の消防関係車両寄贈
(日高東部消防組合様似支署)
- 12月 パセオ堺町店内に店舗外ATM設置
- 15年 3月 当金庫ホームページを公開
- 7月 マックスバリュ静内店内に店舗外ATM設置
- 10月 三石支店移転オープン
- 16年 7月 「しんきんビジネス・マッチングサービス」取扱開始
- 11月 決済用普通預金取扱開始
- 17年 6月 「ひだかしんきん未来塾」開講
- 10月 印鑑照合システム導入
- 18年 2月 WEBバンキング取扱開始
- 7月 (株)北海道しんきん情報サービス為替発信業務委託
- 8月 札幌事務所オープン
- 19年 7月 歌笛支店営業終了、歌笛出張所ATM稼働開始
- 9月 札幌支店オープン
- 21年 7月 北海道日高支庁(現北海道日高振興局)との
包括連携協定締結
- 7月 為替集中システムスキャナー方式へ移行
- 9月 共通印鑑制度導入
- 22年 8月 新ひだか町静内地区および様似町の店舗統廃合
を実施し、山手支店および大通支店営業終了
- 23年 3月 視覚障がい者対応ハンドセット付ATM導入開始
- 3月 日高信用金庫学生モニター制度創設
- 10月 創立90周年記念式典挙行
- 24年 3月 歌笛出張所ATM稼働終了
- 11月 ICキャッシュカード取扱開始
- 12月 「経営革新等支援機関」として認定受く
- 25年 2月 しんきん電子記録債権サービス取扱開始
- 5月 「ひだかしんきん地域支援ネットワーク」設立
- 27年 3月 視覚障がい者対応ハンドセット付ATMを
全てのATMで導入
- 4月 地方創生サポート室設置
- 28年 7月 様似町との包括連携協定の締結
- 11月 広尾支店店舗新築オープン
- 30年 8月 相続支援システム導入
- 9月 浦河町との包括連携協定の締結
- 10月 営業支援システム導入
- 元年 11月 ひだかしんきん通帳アプリ取扱開始

